予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:警察費 項:警察活動費 目:刑事警察費

事業名 岐阜県少年警察ボランティア協議会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 生活安全部 少年課 電話番号:058-271-2424(内3062)

E-mail: c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

320 千円 (前年度予算額: 320 千円)

<財源内訳>

				財	源		内	訳				
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	# 1744 A	7 0 114	ı⊟ <i>[</i> ∃	≠.	1	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県 信	Į	財	源
前年度	320	0	0	0		0	0	0		0		320
要求額	320	0	0	0		0	0	0		0		320
決定額												

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

少年非行の背景には、少年自身の規範意識の希薄化、家庭のしつけ能力の低下、地域社会の無関心などの様々な要因が絡んでいる。したがって、地域の少年非行防止活動の中核的存在である少年警察ボランティアの活動は極めて重要である。

県内唯一の少年警察ボランティア団体である同協議会に対する支援を継続して行い、少年警察ボランティア各員の統括と資質向上を図ることが必要となっている。

(2) 事業内容

地域における少年非行防止などを目的として、県下 22 地区で活動する少年警察ボランティアの知識・技術の向上を図り、少年問題に関する啓発活動などの事業を行っている「岐阜県少年警察ボランティア協議会」に対して活動助成を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県内で少年非行防止活動を展開している協議会に対する支援であること から県負担は妥当である。

(4)類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	320	岐阜県少年警察ボランティア協議会への補助
合計	320	

決定額の考え方

4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略 Ⅱ-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

(2) 事業主体及びその妥当性

少年非行防止を目的とする団体としては県内唯一の団体であり、各地区の 少年警察ボランティア等協議会からの会費と当該補助金のみで運営してお り、県からの補助金無くしては存続不可能な団体でもあるから、補助対象と して妥当と考える。

県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業 ■ 継続要求事業

補助事業名	岐阜県少年警察ボランティア協議会補助金
補助事業者(団体)	岐阜県少年警察ボランティア協議会
	(理由) 少年非行防止を目的とした唯一の団体
補助事業の概要	(目的) ボランティアの資質向上により効果的な少年
	非行防止活動を実施し、少年の健全育成に寄与する。
	(内容) ボランティア育成、少年非行防止啓発活動等
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
	(内容) 320 千円
	(理由)非行防止活動助成金及び広報啓発活動費等
補助効果	地域の少年警察ボランティアの知識向上や意思疎通に
	より効果的な少年補導・保護活動の推進につながる。
終期の設定	終期3年度
	(理由) 3年毎に継続の有無を検討する。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

少年補導員(少年警察ボランティア)として 800 人を継続して委嘱し、各種非行防止活動を実施する。(任期2年)

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H27年度末)	目標 (R2年度末)	目標 (終期)
①少年補導員委嘱人数(年間目標)	800 人	800 人	800 人
2			

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	320 千円	320 千円	320 千円	(予算額) 320 千円	(要求額) 320 千円
指標①目標	800 人	800 人	800 人	800 人	800 人
指標①実績	800 人	800 人	800 人	(推計値) 800 人	(推計値) 800 人
指標①達成率	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%
指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

ボランティアによる地域に密着したきめ細やかな活動を継続的に実施した結果、少年の非行防止及び少年の健全育成の推進に寄与した。

地域における手作りの非行防止活動への助成(8地域)

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

ボランティア各員に対する非行防止意識及び資質の向上を図る必要がある。

少年非行防止の担い手の確保が急務である。

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価) 地域の少年非行防止活動の中核的存在である少年警察ボランテ

○ 「ィア活動への支援の必要性は高い。

事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 少年非行・補導件数は減少傾向にあり、少年警察ボランティア

による活動は一定の効果が認められる。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価) □ 少年警察ボランティア協議会の活動実態に沿って補助金を交付

○ しており、効率化は図られている。

(事業の見直し検討)

ボランティア各員の非行防止意識の更なる向上は必要であるが、その活動は活発で少年の非行防止、健全育成に貢献している。事業が廃止となった場合、ボランティア各員の士気の低下や協議会の存続に影響し、地域における活動も低調となり少年非行の増加が懸念されることから、事業継続が望ましい。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

|継続|・削減・統合・廃止

(理由)

唯一、県単位の少年警察ボランティア団体として活動する協議会に対する 支援を継続して行い、少年非行防止を推進する必要がある。